

フィットネス hope 市川 運営規程

第1条 株式会社 hope が開設する「フィットネス hope 市川」が実施する地域密着型通所介護および第1号通所事業（以下、本事業という。）の適正な運営を確保するため、人員及び管理運営に関する事項を定める。

（事業の目的）

第2条 要介護状態又は要支援状態にある者（以下、要介護者等という。）に対し、適切な地域密着型通所介護および第1号通所事業を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第3条 本事業所は、次に掲げる基本方針に基づき事業を運営する。

- 1 本事業の従業者は、利用者が居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な個別機能訓練および運動機能向上（以下、リハビリテーションという。）を行うことにより、利用者の心身機能の維持/改善を図ることを目的とする。
- 2 本事業の実施に当たっては、利用者の介護状態の軽減若しくは悪化防止、または要介護状態となることの予防に資するよう、その目的を設定し、その目的に沿ったリハビリテーションを計画的に行う。
- 3 本事業の実施に当たっては、関係する区市町村、地域包括支援センターおよび地域の保健/医療/福祉サービスと綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 正当な理由なく本事業におけるサービスの提供を拒まない。

（事業所の名称等）

第4条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1 名称 フィットネス hope 市川
- 2 所在地 千葉県市川市市川南 1-1-8
TEL 047-712-6595
FAX 047-712-6595
- 3 事業所番号：1290800950

（職員の職種、員数及び職務内容）

第5条 本事業の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- 1 管理者 1 名（常勤兼務 1 名）
管理者は、本事業で提供する地域密着型通所介護および第1号通所事業の実施に際し、従事者への指示や指導を行う。
- 2 従事者
機能訓練指導員 1 名以上
生活相談員 1 名以上
介護職員 1 名以上
従事者は、計画に基づき地域密着型通所介護および第1号通所事業を提供する。

（営業日及び営業時間）

第6条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- 1 日曜、自然災害時、及び年末年始（12月29日～1月4日）夏季休暇（8月10日～8月15日を除く。）
- 2 営業時間
月曜日：8時30分～18時00分
火曜日：8時30分～18時00分
水曜日：8時30分～17時30分
木曜日：8時30分～18時00分
金曜日：8時30分～18時00分
土曜日：8時30分～17時30分

3 サービス提供時間帯

- 1 単位目 午前：9時00分～12時15分
- 2 単位目 午後：14時30分～17時45分（月曜日・火曜日・木曜日・金曜日）
- 3 単位目 午後：13時30分～16時45分（水曜日・土曜日）

（地域密着型通所介護および第1号通所事業の利用定員）

第7条 本事業の1日の利用定員

- 1 単位目 午前：9時00分～12時15分 10名
- 2 単位目 午後：14時30分～17時45分 10名（月曜日・火曜日・木曜日・金曜日）
- 3 単位目 午後：13時30分～16時45分 10名（水曜日・土曜日）

（本事業の内容）

第8条 本事業の内容は次のとおりとする。

1

- （1）リハビリテーション（個別機能訓練、運動機能向上）
- （2）送迎サービス

2 本事業では、要介護者等に対する心身機能の回復のため、地域密着型通所介護計画および介護予防通所型サービス計画に基づき、次の目的を達成するためにリハビリテーションを行う。

（1）目的

ADL及びQOLの維持/向上、社会性の維持/向上、寝たきり防止、精神状態の改善、その他利用者の状態の維持/向上。

（2）リハビリテーション

- ① 運動療法
- ② 歩行練習
- ③ ホームexの指導
- ④ 生活指導

（指定居宅介護支援事業者との連携等）

第9条 地域密着型通所介護等の提供にあたっては、利用者にかかる指定居宅介護支援事業者又は指定介護予防支援事業者（以下「指定居宅介護支援事業者等」という。）が開催するサービス担当者会議等を通じ利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保険・医療・福祉サービスの利用状況等の把握に努める。

2 利用者の生活状況の変化、サービス利用方法・内容の変更希望があった場合、当該利用者担当の指定居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、綿密な連携に努める。

3 正当な理由無く地域密着型通所介護等の提供を拒まない。ただし、通常の事業実施地域等を勘案し、利用希望者に対して本事業の提供が困難と認めた場合、当該利用者にかかる指定居宅介護支援事業者等と連携し、必要な措置を講ずる。

（地域密着型通所介護計画等の作成等）

第10条 地域密着型通所介護等の提供を開始する際には、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている状況並びに家族等介護者の状況を十分把握し、地域密着型通所介護計画等を作成する。また、既に居宅サービス計画等が作成されている場合は、その内容に沿った地域密着型通所介護計画等を作成する。

2 地域密着型通所介護計画等の作成・変更の際には、利用者又は家族に対し、当該計画の内容を説明し、同意を得る。作成した地域密着型通所介護計画等は、遅滞なく利用者に交付する。

3 利用者に対し、地域密着型通所介護計画等に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

（地域密着型通所介護等の提供記録の記載）

第11条 本事業従事者は、地域密着型通所介護等を提供した際には、その提供日、提供時間、提供した具体的なサービスの内容、その他必要な事項を記録する。また、当該地域密着型通所介護等について、介護保険法第42条の2第6項または法第115条の45条の3第3項の規定により、利用者に代わ

って支払いを受ける居宅サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画に記載した書面又はこれに準ずる書面に記載する。

（契約書の作成）

第12条 地域密着型通所介護等の提供を開始するにあたって、本規程に沿った事業内容の詳細について、利用者に契約書の書面をもって説明し、同意を得た上で署名（捺印）を受けることとする。

（施設利用に当たっての留意事項）

第13条 利用者が本事業の専用区画を利用する場合は、従事者の立会いの下で使用する。

（サービス提供に当たっての留意事項）

第14条 サービスの提供に当たり、体調不良等によって地域密着型通所介護等の実施に適さないと判断された場合は、サービスの提供を中止することがある。

（通常の事業の実施地域）

第15条 通常の実施地域は、市川市とする。

（利用料その他の費用の額）

第16条 本事業を提供した場合の利用料は、次のとおりとする。

- 1 本事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働省の告示上の基準額とし、本事業が法定代理受領サービスであるときは、負担割合証の割合に準ずる。その他の費用の額は重要事項説明書に記載。
- 2 前項の費用の支払いを受ける場合は、利用者又は家族に対し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（捺印）を受けることとする。

（緊急時における対応方法）

第17条 本事業従事者は、地域密着型通所介護等を提供中に利用者の病状等に急変、その他緊急事態が生じたときは速やかに主治医又は救急車に連絡等の措置を講ずるとともに、利用者家族、担当指定居宅介護支援事業者、管理者等に報告しなければならない。

2 本事業を提供中に天災その他災害が発生した場合、利用者の避難等の措置を講ずるほか、管理者に連絡の上その指示に従うものとする。

（非常災害対策）

第18条 本事業所は、防災管理者を置き、非常災害に対する具体的な計画を立て、定期的に避難訓練やその他必要な訓練を行うものとする。（年1回程度）

（苦情処理）

第19条 本事業に関わる苦情が生じた場合は迅速かつ適切に対応するとともに、必要な措置を講じる。

（衛生管理及び従事者等の健康管理等）

第20条 本事業に使用する備品等は清潔に保持し、定期的な消毒を施すなど常に衛生管理に十分留意するものとする。

（事故処理）

第21条 本事業の緊急時における対応方法は、次のとおりとする。

- 1 事業者は本事業のサービス提供中において、利用者が容態急変した場合、事故等が発生した場合は速やかに関係機関、利用者家族等に連絡し、必要な措置を講ずる。
- 2 事業者は、前項の事故等の状況及び事故等に際してとった措置について記録する。
- 3 事業者は、利用者に賠償すべき事故等が発生した場合は損害賠償の話し合いを速やかに行う。

（虐待防止に関する事項）

第22条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- （1）虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、

本事業者に周知徹底を図る。

- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 本事業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

- 2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（地域との連携等）

第23条 事業所は地域密着型通所介護の利用者及びその家族、地域住民の代表者、事業所が所在する市区町村の職員又は事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下「運営推進会議」という。）を設置し、運営を行う。

- 2 運営推進会議は、概ね6ヶ月に1回以上開催し、活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言等を聞く機会とする。

（その他運営に関する重要事項）

第24条

- 1 従業者の質的向上を図るために研修の機会を設け、業務体制を整備する。
 - (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年2回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 3 従業者であった者には、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は「株式会社 hope」が定めるものとする。

付則 この規程は令和6年10月1日から施行する。